

ニセコ町まちづくり基本条例新旧対照表

現 行	改正後
目次	目次
前文	前文
第1章 目的(第1条)	第1章 目的(第1条)
第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)	第2章 まちづくりの基本原則(第2条 第5条)
第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)	第3章 情報共有の推進(第6条 第9条)
第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)	第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 第13条)
第5章 コミュニティ(第14条 第16条)	第5章 コミュニティ(第14条 第16条)
第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条)	第6章 議会の役割と責務(第17条 第24条)
第7章 町の役割と責務(第25条 第35条)	第7章 町の役割と責務(第25条 第35条)
第8章 まちづくりの協働過程(第36条 第39条)	第8章 計画策定過程(第36条 第39条)
第9章 財政(第40条 第45条)	第9章 財政(第40条 第45条)
第10章 評価(第46条・第47条)	第10章 評価(第46条・第47条)
第11章 町民投票制度(第48条・第49条)	第11章 町民投票制度(第48条・第49条)
第12章 連携(第50条 第53条)	第12章 連携(第50条 第53条)
第13章 条例制定等の手続(第54条)	第13章 条例制定等の手続(第54条)
第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条・第56条)	第14章 まちづくり基本条例の位置付け等(第55条・第56条)
第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)	第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)
附則	附則
ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。	ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。
まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。	まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。
わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。	わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1条～第10条 略	第1条～第10条 略
(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。	(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 <u>2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</u>
第12条～第30条 略	第12条～第30条 略
(審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。	(審議会等の参加及び構成) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 <u>2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。</u>
第32条～第35条 略	第32条～第35条 略
第8章 まちづくりの協働過程	<u>第8章 計画策定過程</u>
第36条～第40条 略	第36条～第40条 略
(予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。	(予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、 <u>編成過程の透明性に留意し、</u> 予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

第 42 条～第 53 条 略

(条例制定等の手続)

第 54 条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。

(1)～(3) 略

2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第 55 条～第 57 条 略

附 則 略

第 42 条～第 53 条 略

(条例制定等の手続)

第 54 条 町は、条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいづれかに該当する場合はこの限りではない。

(1)～(3) 略

2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

2 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

第 55 条～第 57 条 略

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。